

同志社大学障がい学生支援の申請に関わるガイドライン

2014年3月13日制定

改正 2015年2月19日

標記の件につき、該当学生から申し出があった場合、各学部・研究科及び障がい学生支援室は、当面の間、下記に定める事項に基づき手続きを行うものとする。

(趣旨)

1. 本ガイドラインは、同志社大学に入学あるいは在学する身体等に障がいのある学生（以下「障がい学生」という。）に対し、教育及び学生生活における支援を行うための各種申請の必要事項を定める。

(定義)

2. 本ガイドラインにおいて「障がい学生」とは、身体等に障がいがあり、原則として障害者手帳を有する者またはそれに準ずる障がいがあることを示す診断書を有する者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められる者をいう。

(支援の申出)

3. 支援を受けることの希望は、入学前、入学後のいずれの時期においても、障がい学生本人から申し出ることができる。
2 支援の申し出先は、原則として学生支援センター・障がい学生支援室とする。

(申請書)

4. 支援の申し出は、本人が次の申請書類に必要事項の記載並びに必要書類を添付して行うものとする。
 - 1) 障がい学生支援申出書 (様式1)
 - 2) 障がい学生支援要望書 (施設・設備関係) (様式2)
 - 3) 障がい学生支援要望書 (授業関係) (様式3)
 - 4) 障がい学生支援要望書 (人的支援、授業を除く学生生活等) (様式4)

(事務)

5. 本ガイドラインに関する事務は、学生支援センター障がい学生支援室が行う。

(改廃)

6. 本ガイドラインの改廃は、学生主任会議の審議を経て、学長が決定する。

付則

本ガイドラインは、2015年4月1日から施行する。